

大阪市地域防災計画の修正案 [概要]

修正の背景

- 最近の各地で発生した災害（関東・東北豪雨[H27.9]、熊本地震 [H28.4]、平成 28 年台風第 10 号 [H28.8]）の教訓や、災害対策基本法・水防法等の改正、国等における災害対策に関する各種検討内容を踏まえ、本市防災対策の強化・推進を図ることが必要

修正の主旨

- 災害から自らを守るため、“個々の自立（自助）”、“個々が連携する体制（共助）”など、防災・減災につなげる仕組みの充実
- 広域・甚大な災害に対する行政・市民の災害対応力の向上を目指した対策の推進
- 災害の規模に応じた応援・受援を想定した防災体制の確立

修正にあたり考慮すべき国等の動向

法改正等のポイント

- **H26 豪雪を踏まえた災害対策基本法の改正 (H26.11)**
 - 緊急通行車両の通行を確保するため必要がある場合における道路管理者による放置車両等の移動 など
- **近年の浸水被害等を踏まえた水防法・下水道法等の改正 (H27.5)**
 - 想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮に対する避難体制等の充実・強化 など
- **災害における教訓・知見を踏まえた廃掃法・災対法の改正 (H27.8)**
 - 仮置場の確保等の地方公共団体における災害廃棄物処理計画に定めるべき事項の整理 など

熊本地震による教訓

- **被災者の生活環境の改善**
 - 避難所外も含めた被災者全体に係る情報の集約と支援体制の強化
 - 避難所の自主運営に関する事前準備及び運営力の強化
 - 外国人へのサポートの推進
- **応急的な住まいの確保と生活復興支援**
 - 被災・罹災証明書の交付の迅速化
 - 応急借上げ住宅(みなし応急仮設住宅)の活用
- **防災体制の強化**
 - 応援・受援を想定した防災体制の強化 など

大阪府地域防災計画の修正 (H29.3)

- **現行計画をベースとして、次の内容を修正**
 - 防災基本計画の修正を踏まえた修正
 - 熊本地震の教訓等を踏まえた修正
 - 最新の防災対策を踏まえた修正
 - 「新・大阪府地震防災アクションプラン」
 - 「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪」
 - 「第 5 次地震防災緊急事業五箇年計画」
 - 「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」
 - その他の修正
 - 組織改正に伴う修正や伝達経路の時点修正 など

大阪市地域防災計画の修正

「大阪市地域防災計画」に位置付け、本市における防災・減災対策の更なる充実を図る。

- ① 自助、共助の取組みの促進
- ② 避難体制の充実
- ③ 本市防災体制の充実
- ④ 生活再建の支援
- ⑤ 地下空間浸水対策等の推進
- ⑥ 廃棄物処理対策の促進
- ⑦ ハード対策の推進

国等の動向（法改正、熊本地震、府地域防災計画修正など）

① 自助、共助の取組みの促進

【充実】1. 自主防災組織の災害対応力の強化 など

② 避難体制の充実

【充実】1. 災害からの避難に対する住民等への周知・理解促進
 【充実】2. 様々な対応方法や配慮事項を踏まえた福祉避難所の整備
【新規】3. 避難所外で生活している避難者の支援
 【充実】4. 外国人への災害情報提供等のサポートの推進
 【充実】5. 避難者支援のための生活関連物資の備蓄 など

③ 本市防災体制の充実

【充実】1. 業務継続のための代替庁舎の特定、非常時優先業務の整理
【新規】2. 受援体制の強化
【新規】3. 道路管理者・港湾管理者による放置車両等の移動
【新規】4. 雨水出水対策の充実・強化 など

④ 生活再建の支援

【充実】1. 被災・罹災証明書の発行体制の整備
【新規】2. 応急借上げ住宅の活用 など

⑤ 地下空間浸水対策等の推進

【充実】1. 地下街管理者等の避難確保計画等の作成における接続ビル等の管理者等の意見聴取 など

⑥ 廃棄物処理対策の促進

【充実】1. 災害廃棄物処理基本計画の策定、体制の整理 など

市における防災対策の最新の取組み

① 自助、共助の取組みの促進

【新規】2. 大阪市防災・減災条例の制定 (H27.2.1 施行)

② 避難体制の充実

【充実】6. 津波避難施設確保地域の拡充

⑦ ハード対策の推進

【充実】1. 民間施設の耐震化の促進
 大阪市耐震改修促進計画に基づく取組みの促進
 【充実】2. 防潮堤や河川堤防の耐震化推進
 南海トラフ巨大地震を踏まえた液状化対策の推進 など

その他

【充実】1. 大阪市地域防災アクションプランの策定 (H27.9) による防災・減災対策の推進
 【充実】2. 南海トラフ地震防災対策推進計画の記載
 3. 用語の修正 など

「大阪市地域防災計画」の主な修正内容について

① 自助・共助の取組みの促進

1. 自主防災組織の災害対応力の強化【充実】

市民等に対する防災知識の普及啓発について（啓発内容の追加）

- ・ 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- ・ 警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報の発令時にとるべき行動
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動（震災対策編 P148）

2. 大阪市防災・減災条例の制定【新規】

大阪市防災・減災条例の制定について

- ・ 大阪市地域防災計画の実効性を高め、市民等の生命・身体・財産を災害から保護するため、本市のすべきこと、市民・事業者の方々にしていただきたいことを責務として明確にし、それぞれが責務と役割を果たしながら、防災・減災対策の推進を図っていくことにより、災害に強いまちの実現に資することを目的として制定。（震災対策編 P6）

② 避難体制の充実

1. 災害からの避難に対する住民等への周知・理解促進【充実】

避難対策について

- ・ 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるため、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、要配慮者・避難行動要支援者への配慮や、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することも考慮するように努める。（震災対策編 P112）

2. 様々な対応方法や配慮事項を踏まえた福祉避難所の整備【充実】

福祉避難所の施設整備等について

- ・ 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法等）に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。（震災対策編 P124）

3. 避難所外で生活している避難者の支援【新規】

災害時避難所及び一時避難場所の管理について

- ・ 避難所ごとに受入れ避難者に関する情報を早期に把握するとともに、自宅、テント及び車等、災害時避難所外で生活している避難者に係る情報の把握にも努める。（震災対策編 P125）

4. 外国人への災害情報提供等のサポートの推進【充実】

避難場所等の案内板・標識類の整備について

- ・ 避難場所などの案内板や標識類について、多言語化ややさしい日本語標記、ふりがなふり、ピクトグラムによる標示などを行い、来阪外国人旅行者に対しては、災害情報等を提供するためのポータルサイトを多言語で開設するなど、外国人に配慮した整備を行う。（震災対策編 P141）

5. 避難者支援のための生活関連物資の備蓄【充実】

生活物資の確保について

- ・ 大阪府が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、避難者に対する生活関連物資等の備蓄及び災害時の要配慮者へ配慮した備蓄計画について、大阪府など関係機関と連携し、策定するとともに、被災者支援のために特に必要とする食料など 11 品目を重要物資と位置づけ、府と市町村で役割分担について取り決めを行い、必要量を備蓄する。（震災対策編 P244）

6. 津波避難施設確保地域の拡充【充実】

津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の拡充について

- ・ 津波避難施設は、避難に重点を置いた対策のひとつとして、大阪府による津波浸水想定結果（H25.8）を踏まえた 17 区（西淀川区、此花区、港区、大正区、西成区、住之江区、淀川区、福島区、西区、浪速区、北区、都島区、中央区、旭区、城東区、鶴見区、住吉区）とともに、津波浸水想定はないものの河川氾濫（洪水）の浸水想定がある東部の 5 区（東淀川区、東成区、生野区、東住吉区、平野区）を対象に、市民等が津波等から緊急かつ一時的に避難・退避するためとして確保を進める。（震災対策編 P121）

③ 本市防災体制の充実

1. 業務継続のための代替庁舎の特定、非常時優先業務の整理【充実】

代替庁舎の特定について

- ・ 行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、市本部が設置できない場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

業務継続計画（BCP）の整理について

- ・ 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行うとともに、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時につながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。（震災対策編 P58）

2. 受援体制の強化【新規】

受援体制の強化について

- ・ 災害の規模やニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるように受援体制の構築を計画しておくこととし、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。（震災対策編 P58）

3. 道路管理者・港湾管理者による放置車両等の移動【新規】

道路啓開について

- 道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合においては、移動を行う。(震災対策編 P106)

4. 雨水出水対策の充実・強化【新規】

雨水出水に係る水位情報の周知について

- 雨水出水により相当な被害が予想される地下空間などの浸水被害の軽減を図るため、地下空間など周辺の水位周知下水道において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべきとして定めた水位（雨水出水特別警戒水位）に、当該排水施設等の水位が達したときは、水防管理者等に通知するとともに、速やかに地下街管理者や地下街利用者等一般に情報を周知していく。(風水害等対策編 P33)

④ 生活再建の支援

1. 被災・罹災証明書の発行体制の整備【充実】

被災・罹災の証明書の発行体制の整備について

- 災害時に被災・罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、大阪府が実施する家屋被害認定担当者向けの研修へ参加するなど、住家被害の調査に従事する職員の育成を図るとともに、被災・罹災証明書の交付を区役所・消防署で迅速に行えるよう、必要な業務の実施体制の確保に努める。(震災対策編 P275)

2. 応急借上げ住宅（みなし応急仮設住宅）の活用【新規】

応急借上げ住宅の活用について

- 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度を活用し、応急仮設住宅を提供する。(震災対策編 P267)

⑤ 地下空間浸水対策等の推進

1. 地下街管理者等の避難確保計画等の作成における接続ビル等の管理者等の意見聴取【充実】

避難確保・浸水防止対策について

- 避難確保・浸水防止計画を作成する場合には、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。(震災対策編 P133)

⑥ 廃棄物処理対策の促進

1. 災害廃棄物処理基本計画の策定、体制の整理【充実】

災害廃棄物処理基本計画の策定について

- 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。(震災対策編 P240)

⑦ ハード対策の推進【充実】

1. 民間施設の耐震化の促進

民間建築物の耐震化の促進について

- 南海トラフ巨大地震及び上町断層帯地震による人的被害や経済被害の軽減を図るため、平成 32 年度における多数の者が利用する民間建築物*の耐震化率 95%及び平成 37 年度における住宅の耐震化率 95%を目標に、耐震化の促進に取り組む。(震災対策編 P207)

※多数の者が利用する民間建築物

耐震改修促進法で定められている学校、病院、ホテル、事務所等一定規模以上で多数の者が利用する民間建築物

2. 防潮堤や河川堤防の耐震化の推進

防潮堤や河川堤防の耐震化の推進について

- 大阪府防災会議の専門部会である「南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会」で取り決めた重点化及び優先順位の考え方に則り、策定した実施計画に基づき取り組みを推進する。(震災対策編 P177)

⑧ その他【充実】

1. 大阪市地域防災アクションプランの策定（H27.9）

大阪市地域防災アクションプランの策定について

- 「大阪市地域防災計画」に基づき、大規模地震や津波、風水害（豪雨による河川氾濫、内水氾濫、台風、高潮）など、本市で想定される各種災害の被害軽減を図るため、「大阪市地震防災アクションプラン」を一新して、取り組むべき施策と目標及びその取組期間を明確にした「大阪市地域防災アクションプラン」を平成 27 年 9 月に策定した。(震災対策編 P7)

2. 南海トラフ地震防災対策推進計画の記載

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第 5 条第 2 項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図る。(震災対策編 P315)